

01 Support for Young Women as Gleaned from Yumeno Nito's Practices:
From a social welfare perspective
Hidekazu TANAKA

07 The Father of Early Childhood Education:
Sozo Kurahashi (born in Shizuoka Prefecture) and childcare picture book
Reiko SHINDO

15 'Possibility' in Conditionals
Yasushi UEDA

25 What is the "environment" that social work works on?
Hidemasa WATANABE

29 Regarding consideration of computer-related subjects from 2025 onwards:
The impact of the "Information I" section of the Common University Entrance Exam
Hiroshi IWAI, Hiromi SAITOH

33 Methodological Examination of the Period for Integrated Studies Aiming to Enhance the Process of
Inquiry-Based Learning:
From a Comparison with the Inquiry of the International Baccalaureate Primary Years Programme
Atsushi SUGAI

39 The Direction of Student Guidance for Children with Diverse Backgrounds:
Exploring Practical Methods from the Perspective of ICT Utilization
Atsushi SUGAI

47 A study on the off-duty work of care managers:
Reconsidering to clarify the original work
Isao OHKUBO

53 Reasons why elderly blind people with multiple disabilities live in support facilities
Chika WATANABE, Toshie KINOSHITA

61 Attitude Survey on "Child and Family Social Workers" among Child Care Workers, etc. in Prefecture A.
Kazuyo HAITANI, Tenji NAGANO, Chikayo KOZAKI, Naoki TACHIBANA, Kiyoaki KUZUYA,
Toru TAKESHITA, Toyohiro USHIJIMA, Akihiro SATO, Hidetomo KAWA

71 Consideration to Design Education on the Subject of Arts and Crafts:
Research into its Current Situation with the Textbooks
Tomomi YAGI

77 A Study on the Necessity and Meaning of the Presence of Others in Dialogue:
Primarily in dialogues with a clinical purpose
Yoshiyuki TOBITA

85 Current status and issues regarding the linkage between individual community care meetings and community
care promotion meetings: To link this to resource development and policy formation
Hiroyuki NARAKI



静岡福祉大学紀要

Journal of Shizuoka University of Welfare

1 仁藤夢乃の実践から学ぶ若年女性への支援策
—社会福祉学の視点から— 田中秀和

7 幼児教育の父 倉橋惣三(静岡県出身)と保育絵本について 進藤令子

15 条件文における可能性について 梅田 泰

25 ソーシャルワークが働きかける“環境”とは何か
—人-環境のソーシャルワーク実践を中心に— 渡邊英勝

29 2025年度以降の情報関連科目の検討について
—大学入学共通テストの「情報I」の影響— 岩井 宏 齋藤 裕美

33 探究的な学習の過程の充実を目指した
総合的な学習の時間の方法論的検討
—国際バカロレア初等教育プログラムの探究との比較から— 菅井 篤

39 多様な背景を抱えた子どもたちへの生徒指導の方向性
—ICT活用の観点からの実践方法の探究— 菅井 篤

47 介護支援専門員における業務外労働に関する一考察
—本来業務の明確化に向けての再考— 大久保 功

53 高齢盲重複障害者が障害者支援施設で暮らす理由 渡辺 央 木下寿恵

61 A県における保育士等を対象とした
「こども家庭ソーシャルワーカー」に関する意識調査 灰谷和代 永野典詞 香崎智郁代
立花直樹 葛谷潔昭 竹下 徹
牛島豊広 佐藤昭洋 川 英友

71 図画工作科におけるデザイン教育の一考察
—教科書から現状を探る— 八木朋美

77 対話における他者存在の必要性と意味についての一考察
—主として臨床的な目的を持った対話において— 飛田義幸

85 地域ケア個別会議と地域ケア推進会議の連動に関する現状と課題
—資源開発・政策形成に繋げていくために— 楯木博之

仁藤夢乃の実践から学ぶ若年女性への支援策

— 社会福祉学の視点から —

田中秀和

Support for Young Women as Gleaned from Yumeno Nito's Practices: From a social welfare perspective

Hidekazu Tanaka

はじめに

仁藤夢乃は、1989（平成元）年生まれの社会活動家である。本稿では、若年女性に対する支援策について仁藤の活動を追うなかで、社会福祉学の視点から議論を展開する。本稿における研究手法は、これまで仁藤が著した文献・資料を主な対象とし、それらを紐解く文献調査である。ここでは、仁藤の経歴や活動遍歴を明らかにし、今後の若者支援のあり方を考察することに主眼を置く。仁藤の活動は、ソーシャルワークの一手法であるソーシャルアクションの実践であり、彼女の活動は今日の社会福祉学のあり方に警笛を鳴らすとともに示唆を与えるものであるといえる。

I 仁藤が社会活動と出会うまで

仁藤は、2013（平成 25）年、『難民高校生—絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル』を出版し、世間の注目を集める（仁藤 2013）。同書の冒頭では、仁藤の生い立ちについて以下のように述べられている。

高校時代、私は渋谷で月 25 日を過ごす“難民高校生”だった。

家族との仲は悪く、先生も嫌いで学校にはろくに行かず、家にも帰らない生活を送っていた。髪を明るく染め、膝上 15 センチの超ミニスカートで毎日渋谷をふらついていた。

当時、私は自分にはどこにも「居場所がない」と思っていた。そして、私の周りには「居場所がない」と言って渋谷に集まっている友人がたくさ

んいた（仁藤 2013:3）。

上記のように、仁藤は家族との関係がうまくいかなかったなかで、学校にも適応できず、どこにも居場所がないと感じながら日々を送っていた。周囲にいた自身と似た環境にある友人たちと刹那的な生活を送っていた仁藤は上記の著書タイトル名をつけた理由について、以下のように述べている。

私が高校生だった 2005 年くらいに、「ネットカフェ難民」が話題になりメディアで報道されました。その番組で 30 代の男性がネットカフェで寝泊まりしているのを見ながら、私たちは、「これってうちらじゃネ?」「うちらネットカフェ難民だネ?」と言いあったりしていました。「リアルホームレスだよ」とか。そんな言葉から本に『難民高校生』というタイトルをつけたのですけれども（仁藤 2014a:3）。

上記のように感じながら生活している友人の姿を身近なものとしながら日々の生活を刹那的に送る仁藤は、ある大人との出会いをきっかけとして、徐々に変化が生じていくこととなる。仁藤は、信頼できる大人と出会い、農作業や海外における貧困の状況をつぶさに見るなかで、以下のような考えに至る。

「何か問題があったとき、なにかできるようになりたい。だけど、問題の原因がわからなければ解決方法もわからない。だから、まずは社会のしくみを知りたい」

そう思った私は、次の年に大学の社会学部への進

学を目指すことにした(仁藤 2013:167)。

そうして仁藤は、2008(平成20)年に明治学院大学社会学部社会学科を受験し、合格に至る。仁藤は、上記のような想いをもつに至るまでに大きな影響を受けた大人である「阿蘇さん」に対して、以下のように謝意を示している。

阿蘇さんは“難民高校生”だった私に、様々な経験や出会いを通して、「人間関係の溜め」や「精神的な溜め」をつくってくれたのだ(仁藤 2013:174)。

ここで仁藤が述べる「溜め」とは、社会活動家の湯浅誠が提唱した概念である。湯浅は、経済学者であるアマルティア・センの潜在能力理論にヒントを得て、「溜め」の概念を提唱した(湯浅 2008:74-78)。湯浅は「溜め」について、以下のように説明している。

“溜め”とは、溜池の「溜め」である。大きな溜池を持っている地域は、多少雨が少なくても慌てることない。その水は田畑を潤し、作物を育てることができる。逆に溜池が小さければ、少々日照りが続くだけで田畑が干し上がり、深刻なダメージを受ける。このように“溜め”は、外界からの衝撃を吸収してくれるクッション(緩衝材)の役割を果たすとともに、そこからエネルギーを汲み出す諸力の源泉となる(湯浅 2008:78)。

湯浅は上記の考えから、これを人間の貧困を考察するうえで用いている。湯浅が考える人間の「溜め」のひとつはお金である。例えば多額の貯金を有している人は、たとえ失業してもすぐに生活困窮に陥ることはない。次の就職先について、落ち着いて考えるだけの余裕がある。これは、失業という危機に「溜め」が機能したものといえる。

湯浅が考える「溜め」は、金銭的なものだけではない。そこには、有形・無形の様々なものが含まれる。例えば、頼ることのできる家族、親族、友人は人間関係の「溜め」に該当する。また、自分に自信があることや、自分自身を大切に考えることができることも精神的な「溜め」にあてはまるものである(湯浅 2008:78-79)。

本稿で主題としている仁藤が上記において述べている「人間関係の溜め」、「精神的な溜め」とは、ここで述べている湯浅の概念を使用したものであり、仁藤自身の社会活動にも大きな影響を与えることになる。それは仁藤が行っている実践がただ単に経済的な支援によって終結するものではないからである。仁藤の実践は、経済的支援を取り入れながら、支援対象である若年女性が信頼できる大人と出会い、自分自身を大切に考えることのできるようになることに主眼が置かれている。仁藤の実践は湯浅の概念に刺激を受け、種々の「溜め」を支援対象者に形作っていくものであるといえよう。

仁藤は2009(平成21)年、明治学院大学に入学した。仁藤は入学後、国際協力活動を行うボランティアサークルに入会した(仁藤 2013:178)。その後、仁藤の活動のフィールドはかつての自身の経験から、高校生を対象としたものへと変化していった。また、2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災では、地震発生後、現地へ赴き被災地の高校生との交流を重ねた。そうした関わりの中からは、仁藤は「Colabo」という名の団体を立ち上げるに至る。この団体のミッションと団体名称について、仁藤は以下のように述べている。

「Colabo」のミッションは、「出会いを創造にし、社会を活性化させる」こと。

ふだん交わることの少ない地域や年齢を超えた人と人をつなぎ、それぞれの強みを生かしてコラボすることで、地域・大人・若者の協働の場をつくり、社会全体を活性化させることが Colabo の役割だ、団体名の「Colabo」には、Communication をしながら、新しいものを創り出していく(=Labo) という意味を込めた(仁藤 2013:241)。

仁藤は上記の団体活動を継続していくなかで、2013(平成25)年には同団体を法人化して、孤立、困窮状態にある少女を支える活動をスタートさせた。そこに込める想いを仁藤は以下のように述べている。

これからも、“難民高校生”や“難民高校生予備軍”の子どもたちの存在や、彼らの抱える問題を発信し続けたい。大人たち一人ひとりに「居場所のない高校生」たちの問題を、単なるダメな子の「個人的な

問題」や、「若者だけの問題」として捉えるのではなく、自分たちがつくっている「社会の問題」「次の世代につながる問題」として認識してもらいたい。

私はこれからも「若者と社会をつなぐきっかけの場づくり」をしていく。その繰り返しが、高校生たちの新たな「溜め」となり、若者たちの可能性を信じる大人を増やすことにつながり、分断された若者と大人の橋渡しにもなると考えている（仁藤 2013:312）。

これまで述べてきたように、仁藤は自身の経験から若年女性に対する支援を組織的に展開するに至った。また、支援を実践していくうえでは、湯浅が提唱する「溜め」概念を念頭に置きながらそれを行っていることがわかった。

仁藤が「溜め」概念に着目する背景には、支援を実施する際、経済的側面のみ注目するのではなく、人間関係や自身の精神的側面にも注意を向けていく必要性を感じているからである。これは本稿が主題とする「関係性の貧困」概念にも通じるものである。

II 仁藤が行っている支援内容と問題意識

仁藤は、一般社団法人 Colabo 代表として、夜間巡回・相談、基礎的支援（同行支援、食事・風呂・衣類の提供など）、シェルターの運営、中高生を中心とした少女たちによるサポートグループ「Tsubomi」の活動、啓発・研修事業などを行っている^{注1)}。また、2018（平成 30）年 10 月からは、東京の渋谷と新宿の繁華街に停車させたバスを拠点とした 10 代女性無料のバスカフェである「Tubomi Cafe」を開始した（仁藤 2019a:3）。

さらに、メディアが性暴力や性搾取の加害状況を伝達していないことに業を煮やした仁藤は、2020（令和 2）年からインターネット・チャンネル「のりこえネット Tube」において、「シリーズ キモいおじさん」をスタートさせた。この取り組みは、「学校、職場、街など、あらゆる場面で出会う＜キモいおじさん＞のキモさやモヤモヤを流さず、そのキモさはなんなのか、問題を言葉に」するものである（仁藤 2022a:150）。

仁藤は自身が行っている活動を「支援」ではなく、「当事者運動」と位置づけている。仁藤自身が活動のなかで出会う若年女性たちを共に声をあげ、社会をつくる主体と認識しており、そこでは「支援する／され

る」の関係ではなく、「共に考え、行動する」ことを大切にしている（仁藤 2022b:338）。

以上のことから、仁藤が有する今日の社会に対する問題意識を、自身が執筆している文章から探っていく。以下では、3 つの視点から仁藤の問題意識を整理していく。

① 若年女性の問題は、個人問題ではなく社会問題であること。

仁藤は、難民高校生をはじめとする支援が必要な若年女性の問題を、個人の問題ではなく、社会の問題であると主張する。その主張の背景には、「JK 産業」で働く者に対する社会からの批判に対する反論がある。「JK 産業」とは、「JK リフレ」（女子高生によるリフレクソロジー＝個室でのマッサージ）や、「JK お散歩」（女子高生と客とのデート）等を含む。これは主に女子高生中心とする若年女性を従業員としてサービスを行うものであるが、これは規制の効かない「脱法産業」である（仁藤 2014b:191-193）。よって、そこには従業員と客との間の「合意」によって、性的なサービスも含まれることになる。

1990 年代以降の売買春には「援助交際」という名称が与えられ、女子高生を中心とした若年女性が自ら主体的に売春を行うかのような印象を社会に与えてきたが（田中 2012:76）、これに対しても仁藤は警笛を鳴らしている。それは、性搾取が性を買う大人、少女を斡旋して売る大人の存在なくして行われぬという問題意識が仁藤の根底にはあるからである。仁藤は、「援助交際」には「支配」と「暴力」の関係があると考えている（仁藤 2018:13）。

「性の自己決定」に対する反論は、これまでも荻上や鈴木等から行われている。そこでは、様々な選択肢を奪われた女性が社会的排除に遭うなかで消極的に性を商品化しているとの主張が展開されている（荻上 2012:158）、（鈴木 2010:131）。仁藤が有する認識はこれと相似形を成すものであり、若年女性が抱える様々な困難や生きづらさを個人の問題ではなく社会問題であることを主張している。そのため、この課題を解決していくためには、個人の意識を変えることではなく、社会の仕組みを変化させることが必要条件であることが述べられているのである。

筆者らは援助交際を含む売春問題は個人の問題で

はなく、社会の問題であると主張してきた(田中・立花 2017:75)。本稿で明らかになったように、支援を必要とする若年女性は、自らの状況を社会の問題と考えることが難しい。その理由として、「自己責任論」が蔓延する社会のなかで、自らが抱えている課題にSOSを発してもよいものだと認識することができにくいことが挙げられる。これに対しては、幼いころから、子どもの権利や親の義務を含めた人権教育をより推進していく必要があるだろう。

② 現在の社会福祉サービスは、10代の若年女性に寄り添ったものではないこと。

仁藤は、現在の社会福祉サービスについても批判的な発言を行っている。例えば仁藤は日本における福祉の現状について以下のように述べている。

でも、やっぱり福祉の制度って一〇代の女性が利用するためにできていません。使える制度がないです。結局、受け皿がないから私たちが抱えざるをえなくて困っています。でも私たちが抱えるだけではダメで、もっと外の社会に出てもらいたいし、その子たちがColabo以外の大人と関係性を築いていたり、良い大人との出会いを経験してもらいたいと思っています(岩田・仁藤 2019:74)。(仁藤発言)

福祉や支援の側は待ちの姿勢で、相談時間が午前八時半から午後五時で窓口に行かないと相談を受けられなかったり、最近は二十四時間電話相談ができる所もありますが、自分たちから出会いにいくということができないと思うんですね(仁藤 2016a:20)。

これらの主張は、日本の社会福祉に関するシステムが硬直的であり、かつ縦割りであることを示している。それは、行政を中心とする日本の相談体制が平日の昼間の時間をメインとし、それ以外の曜日や夜間などの相談体制が不十分であること、またその態勢は基本的に利用者からの相談を待つものであり、相談を受ける側が積極的に利用者を探すアウトリーチの姿勢はみられないことを示している。日本の社会福祉サービスは、基本的に相談窓口到達できる人を想定しており、そ

こに到達できない「福祉サービスを必要とする人」に対する支援が不十分であることは先行研究のなかでも明らかにされている(越智 2011)。

仁藤は、自身の問題意識からアウトリーチを展開し、自らが支援を必要としている人を探し出し、福祉サービスに繋げる役割を担っている。これはまさに社会福祉士をはじめとするソーシャルワーカーの機能を仁藤自身が有しているものといえよう。

また、仁藤が主な支援対象としている若年女性に対して、日本の福祉サービスは十分に機能していない。それは、児童福祉法や少年法、売春防止法など種々の法律の狭間に仁藤が対象とする利用者が存在するからである。さらには、ここに挙げた法律も、支援を必要としている者に対して、硬直的、強権的な対応を実施することで、種々のサポートを必要としている者が、制度利用に対して忌避を抱いてしまう現状があることを仁藤は、以下の例を挙げて明らかにしている。

社会保障も法律も、基本的に未成年は保護者に守られていることが前提とされている。行政は、学校は、大人は、10代の子どもの「秘密」を守ってくれない。仕事や住まいを与えてくれる裏社会のスカウトよりたちが悪い。子どもたちをほんとうの意味で守ってくれる大人はどこにいるのか(仁藤 2014b:202)。

これまで述べてきたような、日本の社会福祉に関する硬直性に対して、「JK 産業」に従事するスカウト等(仁藤の記述においては、裏社会の大人たち)は、若年女性をサポートする仕組みを整えているとして、仁藤は以下のように述べている。

裏社会の大人たちは、おいしい誘い文句で少女を惑わしているのではなく、具体的に彼女たちを支える仕組みを作っている。生活が困窮し、食事や住まい、託児所付きの生活支援をうたう風俗店で働く若年女性が増えていると近頃メディアで報道されるようになったが、女子高生にも同じことが起きている(仁藤 2014b:203)。

上記のような記述は、日本の社会福祉制度の不備をビジネスチャンスとて利用されている現状を明らかに

している。これについては、仁藤から警笛が以下のように鳴らされている。

少女の気軽さ以上に、少女を買う大人の気軽さや抵抗感の薄さにこそ注目すべきであり、「女子高生」ということに性的な価値を見出すようなものが「ビジネス」として認められてしまう社会そのものを見直す必要がある（仁藤 2019b:139）。

上記から明らかなことは、仁藤が述べる「裏社会の大人たち」に負けない社会福祉のシステム構築の必要性、ならびに、社会を構成する者ひとりひとりの自覚が求められているということである。

③ 支援を行う際には、「関係性の貧困」に着目する必要があること。

仁藤は、支援者に必要な視点として、「関係性の貧困」を取り上げている。これについては、以下のように述べられている。

貧困とは、ただお金がないだけではなくて、社会的孤立も兼ね合わさっている。高校生もそうです。お金もなく、心の余裕もなく、親や先生以外の信頼できる大人や、頼れる、泊めてくれる所とか、ピンチのときに相談できる所など、そのような「溜め」を持っていない、関係性の貧困の状態にあると思います（仁藤 2016b:173）。

JK リフレやお散歩で働く少女の多くは、家庭から排除されている。家庭が貧しく経済的に困窮していても、誰にも頼れず苦しんでいても、虐待やネグレクトを受けていても、彼女たちはきれいな服を着ておめかしをするため、「貧困」や「孤立」状態にあることは気づかれない（仁藤 2014b:121）。

上記の記述は、社会福祉学の立場からも有益な視点を提供してくれている。それは、利用者に対する支援を行う際には、単に制度を整え、それに従って仕事を実行していくのみでは不十分であるということである。仁藤の論が教示しているのは、表面的には支援対象にはみえない者であっても、そこには様々な課題がある可能性があること、また制度に当てはめて支援をして

いくのではなく、個々の利用者に寄り添ったサポートが必要不可欠であるということである。仁藤が提示する「関係性の貧困」は、社会福祉学における先行研究のなかでは、社会的排除の概念と類似性がある。社会的排除は貧困と関連する概念であるが、それは同じものではない。岩田正美は、貧困と社会的排除の相違点について、以下のように述べている。

貧困が、生活に必要なモノやサービスなどの「資源」の不足をその概念のコアとして把握するのに対して、社会的排除は「関係」の不足に着目して把握したものであることが常に強調されている（岩田 2008:23）。

仁藤は学術研究者ではないため、貧困と社会的排除に関する概念の相違点について厳密に定義を行っているわけではない。しかし、上記の岩田の記述と仁藤のこれまでの発言を鑑みたと、仁藤が着目している「関係性の貧困」は、社会福祉学のなかでは社会的排除として認識されていること、また仁藤はその視点を持ちながら、日々の実践を行っていることがわかる。

Ⅲ 仁藤の実践から社会福祉学が学ぶもの

社会福祉学が対象とする社会福祉に関わる制度は、その形成過程のなかで対象者別に仕組みを整えてきた。

では、本稿で主題としている若者についてはいかなる支援策を行ってきたのであろうか。社会福祉学の世界では、長年若者は支援の範疇として捉えられていなかった。

しかし、1990年代以降のバブル経済の崩壊、その後の長期不況は日本の雇用システムを根幹から崩壊させた。それは、フリーターを増加させ、働いても生活を営んでいくことが難しいワーキングプアを大量に発生させた。21世紀になって、社会福祉の領域ではようやく若者に対する支援を開始したが、それは就労支援がメインであり、本稿で主題としている若年女性の経済的側面のみには包含されない「関係性の貧困」に対する支援体制は不十分なまま推移してきた。

そのような状況のなかで、「JK ビジネス」等を運営する業者は、社会福祉制度の隙間について、対象者に優しく声をかけ、居場所を提供し、女子高生等の味方であるようにみせかけながら接近し関係を築いてきた。

このような働きかけは、これまでの社会福祉制度のなかでは不十分であったため、本来は支援が必要な状態にある者をそこに繋ぎとめることができず、また支援の必要性があることを社会福祉制度ならびに社会福祉学は十分に認識することができない状態が継続されてきた。

仁藤が行うアウトリーチやソーシャルアクションの実践は、社会福祉制度ならびに社会福祉学の至らぬ点を照射し、それを改善する努力を要請するものである。

IV まとめ

本稿は社会活動家である仁藤夢乃の実践を追うことで、今日の若年女性に対する支援のあり方、社会福祉学における課題などを考察してきた。仁藤の実践は、困難を抱える若年女性は、自身の今までの生育環境等の理由により、自らの課題を認識することが難しく、SOSを発信しにくいということを教えてくれている。仁藤はこれが個人の問題ではなく、社会の問題であると認識している。

また、仁藤の出版物からは、「JK 産業」に携わる業者が、当事者のニーズをよく勉強し、それぞれの者に応じたサポートを適切に行っている現状が明らかになった。社会福祉は、現状においてこのような個別対応が不十分である。仁藤が実践するアウトリーチやソーシャルアクションから社会福祉学が教えられることは多い。仁藤からの要請に社会福祉学は真摯に向き合っていく必要性があり、それを担う実践者ならびに研究者は若年女性への支援のあり方について常に現状を把握しながら、課題が解決・緩和に向けた努力を継続していくことが求められている。

文献

- 岩田正美 (2008) 『社会的排除—参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣.
- 岩田正美・仁藤夢乃 (2019) 「貧困研究の視点から社会を探る (第2回) 女性の貧困と性搾取」『Posse』43.
- 仁藤夢乃 (2013) 『難民高校生—絶望社会を生き抜く「私たち」のリアル』英治出版.
- 仁藤夢乃 (2014a) 「講演 難民女子高生のリアル」『女性の安全と健康のための支援教育センター通信』43.
- 仁藤夢乃 (2014b) 『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女たち』光文社新書.

- 仁藤夢乃 (2016a) 「人権インタビュー 殴られていい人なんていません」『人権のひろば』19(1).
- 仁藤夢乃 (2016b) 「居場所を失う青少年 (部落解放・人権入門 2016: 第46回部落解放・人権夏季講座報告書 課題特別講演)」『部落解放』720.
- 仁藤夢乃 (2018) 「少女を買う大人にNO!と言える社会に—性売春の実態とセクハラ社会ニッポンの醜態」『Posse』39.
- 仁藤夢乃 (2019a) 「支援につながる前に、危険に取り込まれる少女たち」『更生保護』70(12).
- 仁藤夢乃 (2019b) 「性的搾取や性暴力被害にあった女子中・高生の伴走支援」『NVEC 実践研究』9.
- 仁藤夢乃 (2022a) 「排除された私たちは安全にたむろできる場所をつくっていく」仁藤夢乃編『当たり前日常を手に入れるために—性搾取社会を生きる私たちの闘い』影書房.
- 仁藤夢乃 (2022b) 「女の子たちと共に搾取されない社会をつくっていく」仁藤夢乃編『当たり前日常を手に入れるために—性搾取社会を生きる私たちの闘い』影書房.
- 越智あゆみ (2011) 『福祉アクセシビリティ—ソーシャルワーク実践の課題—』相川書房.
- 荻上チキ (2012) 『彼女たちの売春—社会からの斥力、出会い系の引力』扶桑社.
- 鈴木大介 (2010) 『出会い系のシングルマザーたち—欲望と貧困のはざままで』朝日新聞出版.
- 田中秀和 (2012) 「社会福祉学におけるセクシャリティの課題」『新潟医療福祉学会誌』12(2).
- 田中秀和・立花直樹 (2017) 「売春問題への福祉学的アプローチを目指して」『人間福祉学会誌』16(2).
- 湯浅誠 (2008) 『反貧困—「すべり台社会」からの脱出』岩波新書.

注1) 一般社団法人 Colabo (2024) 「私たちの活動」 (<https://colabo-official.net/projects/> 2024.7.29).

幼児教育の父 倉橋惣三(静岡県出身)と保育絵本について

進藤令子

The Father of Early Childhood Education: Sozo Kurahashi (born in Shizuoka Prefecture)
and childcare picture book

Reiko SHINDO

はじめに

1926年(大正15年)公布の「幼稚園令」で新たに加えられた保育項目「観察」に役立つ保育教材として1927(昭和2)年11月に創刊された『観察絵本キンダーブック』(第1篇 お米の巻)は、日本で初めての保育絵本である。本学図書館では、2017(平成29)年7月7日から企画展「創刊90年キンダーブックに見る戦後の子どもたち」を開催し、主に1946(昭和21)年発行の戦後第1号～1955(昭和30)年8月号までの約10年間の『キンダーブック』を中心に展示を行った。

また、図書館では企画展に併せて、創刊当時の1928(昭和3)年に発行した販促用の内容見本誌を古書店から入手し公開を行った。同見本誌は出版社の(株)フレーベル館も所蔵していないため、全国的にも大変珍しい資料であり、表紙や裏表紙のデザインは斬新であり、当時の文部大臣他の推薦文も掲載され、昭和初期の日本で、幼児教育の重要性が認識されていたという幼児教育研究の記録資料と言える。

1928(昭和3年)発行の『キンダーブック』の「櫻の巻」と内容見本誌の内容は、外国文化の影響を受け、表紙が洋風なデザインの体裁で出版された。

東京高等師範学校附属小学校主事、佐々木秀一氏が、内容見本誌に寄せた「キンダーブックに対する感想」の中で、「欧米をまわって見て向こうの教科書、雑誌、その他の美術品が、教育に対して演じている役割の著しく重大なるを見て、羨ましくてたまりかねていた」と、あるように、外国文化への憧れと、受容しはじめた時代の流れをこの二冊から感じ取ることができる。

今回は同誌の創刊号【1927(昭和2)年11月お米の巻】から編集顧問として活躍した静岡市鷹匠町出身の倉橋惣三(1882～1955)の同誌への関わりを考察する。

倉橋の『キンダーブック』との関わりについては、

従来までは、第2編乗物の巻から編集顧問に就任したとなっていたが、図書館所蔵のもうひとつの創刊号(B4版)を確認したところ、新たに創刊号より編集顧問として関わっていたことが判明した。

倉橋が出身地の静岡市において、『キンダーブック』と同水準の保育絵本『あそび ASOBI』1948(昭和23)年6月創刊、片井商会、静岡県福祉事業協会)の創刊に関わっていたことについても考察することとしたい。倉橋は国内だけではなく出身地の静岡市の幼児教育の発展にも大きな役割を果たした。

1. 倉橋惣三の歩み

倉橋は(株)フレーベル館刊行の『キンダーブック』の創刊号から編集顧問として、1955(昭和30)年4月に逝去するまで同誌の内容と解説に一貫して同誌の編集に携わり、戦前から戦後の『キンダーブック』の編集・出版に大きな役割を果たした。

2025年は倉橋逝去70年を迎える。

倉橋の人生の歩みから振り返ることとする。

和暦	西暦	歩み
明治15年	1882	12月 倉橋正直・とくの長男として静岡市鷹匠町に生まれる。
明治23年	1890	4月 ラフカディオ・ハーン(小泉八雲)来日
明治39年	1906	7月 東京帝国大学哲学科卒業
明治43年	1910	5月 東京女子高等師範学校講師
明治45年 大正元年	1912	1月 『婦人と子ども』の編集兼発行者となる。大正7年に『幼児教育』大正12年に『幼児の教育』に改題

大正6年	1917	11月 東京女子高等師範学校教授昇格、附属幼稚園主事となる。
大正12年	1923	9月 「お茶の水人形座」の名で幼児のための人形芝居を始める。
大正13年	1924	3月 東京女子高等師範学校附属高等女学校主事に就任
昭和2年	1927	3月 東京女子高等師範学校附属高等女学校主事を辞め教授だけとなり各方面において活躍する。 11月 幼稚園令に伴い、『観察絵本キンダーブック』第1編「お米の巻」創刊(定価50銭)編集顧問。
昭和4年	1929	1月 『観察絵本キンダーブック』第2集編集会議実施(出席) 12月 文部省社会教育官兼任、成人教育指導従事。
昭和5年	1930	10月 東京女子高等師範学校附属幼稚園主事を命じられる。
昭和12年	1937	4月 ヘレン・ケラー来日 11月 皇太子殿下のお遊び相手として東宮御所へ出仕(～昭和14年)
昭和21年	1946	4月 米国教育視察団報告書発表(育児学校(保育所)や幼稚園の設置等を勧告) 8月 『キンダーブック』第1集第1編の復刊に携わる。 10月 『幼児の教育』復刊編集主幹・倉橋惣三、編集委員・山下俊郎他
昭和23年	1948	6月5日、静岡県初の保育絵本『あそび ASOBI』創刊 ※倉橋が創刊に関わる。
昭和24年	1949	12月 東京女子高等師範学校教授依願免官
昭和26年	1951	2月 (株)フレーベル館顧問 新経営陣決定により、『キンダーブック』の主な執筆者武井武雄、初山滋、吉澤廉三郎、黒崎義介、鈴木寿雄、河目悌二らを歴訪し、一層の協力を要請。
昭和28年	1953	6月 『幼稚園真諦』刊行

昭和29年	1954	12月 『子供讃歌』刊行
昭和30年	1955	4月 逝去(72歳)

『フレーベル館100年史』(株)フレーベル館より

2.倉橋惣三と保育絵本について

倉橋が『キンダーブック』に執筆を開始した昭和7(1932)年から逝去した記事が掲載された昭和30(1955)年までの期間に、倉橋の執筆作品は160作品(戦前75作品、戦後85作品)にのぼった。(倉橋逝去の記事は、生前最後の文と共に昭和30(1955)年第10集4号「さかな」に掲載された。)倉橋が戦前～戦後の『キンダーブック』に関わった経緯について考察する。

(1)戦前の幼児教育と『キンダーブック』

大正15(1926)年に制定された「幼稚園令」の保育項目に従来の遊戯、唱歌、談話、手技に加えて観察が入ったのを受けて、倉橋と『観察絵本キンダーブック』の関わりは、第1編「お米の巻」(1927年11月創刊)に編集顧問として、開始された。(当稿で判明) (株)フレーベル館社長の高市次郎がライバルと言える『コドモノクニ』編集顧問であった倉橋を房総までたずねて説得、編集顧問に迎えて、第2集より同誌編集会議に出席を開始し、逝去するまで『キンダーブック』の編集・発行に28年間にわたり携わり、日本の幼児教育の礎を作ると共に発展に尽力した。



『キンダーブック』
創刊号復刻版(本学所蔵)



『キンダーブック』内容見本
1928(昭和3)年(本学所蔵)

(2)戦後占領下の幼児教育と『キンダーブック』

戦後直後の1946(昭和21)年10月に発行された『幼児の教育』復刊号(編集主幹:倉橋惣三 日本幼稚園協会発行 (株)フレーベル館)に倉橋が「新日本建設と教育」と題して次の文を掲載した。

「幼児教育が國の將來への基本であることは、いつでもの眞理である。しかも、新日本建設といふ、未曾有

の変革と、まっしぐらの躍進との今日において、その担当する使命は、特に、殊に、大きくまた深いものである」とあり、戦後の廃墟、復興、占領下で日本の幼児教育再生への倉橋の想いが伝わってくる内容である。戦後占領下の1946(昭和21)年、1950(昭和25)年に米国教育使節団は日本の教育改革の構図についてGHQ(連合国軍総司令部)に「米国教育使節団報告書」(以下、報告書と略す)を提出した。

倉橋は、戦後の幼児教育界を代表する存在として、「米国教育使節団」に協力することを目的に発足した日本側教育家委員の一人として任命されたことは、メディアが発達していない当時の日本において、幼児教育の再生のためには子どもたちに新しい日本の再生をわかりやすく伝える児童書の発行が必要であることを同使節団に理解されるように、大きな役割を果たしたと言えるのではないかと推測する。

1946(昭和21)年4月に同報告書が発表された直後の8月、『キンダーブック』第1集第1号「ムギ」の復刊が許可され、出版が開始されることとなる。

1946(昭和21)年の報告書を受けて、復刊第2号となる『幼児の教育』に、倉橋は「米国教育使節団報告書中の幼児教育に関する提言と学校教育の下への延長について」と題した記事を掲載している。



『キンダーブック』
復刊第1号(本学/筆者所蔵)



『幼児の教育』
復刊第1号(本学所蔵)

『キンダーブック』[戦前編 倉橋担当 75 作品]

No	発行	掲載号	表紙タイトル・執筆内容
1	昭和7年 4月	第5集 第1編	キレイニナリマシタ 付録「ツバメノオウチ」 「ツバメノオウチについて」
2	昭和7年 5月	第5集 第2編	トケイ 付録「ツバメノオウチ」 「お母さまと保母さんの講座 (一)絵雑誌の見せ方」
3	昭和7年	第5集	セカイノユウギ

	6月	第3編	付録「ツバメノオウチ」 「お母さまと保母さんの講座 (第二講)散歩(其一)」
4	昭和7年 8月	第5集 第5編	ハシ 付録「ツバメノオウチ」 「お母さまと保母さんの講座 (第四講)子どもとのはなし」
5	昭和7年 12月	第5集 第9編	オオカワイ! 付録「ツバメノオウチ」 「お母さまと保母さんへ お可愛い(第6講)」
6	昭和8年 3月	第5集 第12編	イマトムカシ 付録「ツバメノオウチ」 「教育講座今と昔」
7	昭和9年 7月	第7集 第4編	マネゴト 付録「ツバメノオウチ」 マネゴト
8	昭和9年 8月	第7集 第5編	ミヅ 付録「ツバメノオウチ」 水に因める各種の場面
9	昭和9年 10月	第7集 第7編	リョカウ 付録「ツバメノオウチ」 旅行に対する子どもの興味
10	昭和10年 1月	第7集 第10編	オト 付録「ツバメノオウチ」耳観察
11	昭和10年 5月	第8集 第2編	ウミノニッポン 付録「ツバメノオウチ」 海の日本
12	昭和10年 8月	第8集 第5編	カハ 付録「ツバメノオウチ」 長い川 その場その場の川
13	昭和10年 9月	第8集 第6編	ムシノセクツ 付録「ツバメノオウチ」 驚く可き虫!
14	昭和10年 10月	第8集 第7編	ムラ 付録「ツバメノオウチ」 村
15	昭和10年 11月	第8集 第8編	クルマガマハル 付録「ツバメノオウチ」 廻れ、廻れ、廻れ
16	昭和11年 2月	第8集 第11編	キモノハナニカラ 付録「ツバメノオウチ」 人間の生活
17	昭和11年	第9集	ゴクラウサマ

	4月	第1編	付録「ツバメノオウチ」 御苦労さま
18	昭和11年 9月	第9集 第6編	クサ 付録「ツバメノオウチ」 子どもと懇意な草
19	昭和12年 2月	第9集 第11編	ジドウシャノイロイロ 付録「ツバメノオウチ」 児童車の巻 逃げ出し記
20	昭和12年 4月	第10集 第1編	ヨイコドモ 付録「ツバメノオウチ」 良い子ども
21	昭和12年 11月	第10集 第8編	チヒサイイキモノ 付録「ツバメノオウチ」 小さい生きもの
22 23	昭和13年 3月	第10集 第12編	ヘイタイサン 付録「ツバメノオウチ」 ・なぜ子どもは兵隊がすきか ・支那の坊やお菓子をあげよう
24	昭和13年 6月	第11集 第3編	ネコサマ 付録「ツバメノオウチ」 幼児は話し手を観察する
25	昭和13年 11月	第11集 第8編	オダウグ 付録「ツバメノオウチ」 実際生活
26	昭和13年 12月	第11集 第9編	グンコクノコドモ 付録「ツバメノオウチ」 軍国の子ども
27	昭和14年 4月	第12集 第1編	オトウサン・オカアサン 此の巻のことば
28	昭和14年 5月	第12集 第2編	ヘイタイサン アリガタウ へいたいさんありがとう
29	昭和14年 6月	第12集 第3編	メヅラシイドウブツ 珍しいといふこと
30	昭和14年 7月	第12集 第4編	ソラノオハナシ 空の話
31	昭和14年 8月	第12集 第5編	アリノハナシ 蟻と観察
32	昭和14年 9月	第12集 第6編	オヒャクシャウ 生活観察
33	昭和14年 10月	第12集 第7編	ツバメノオハナシ 燕と子ども
34	昭和14年 11月	第12集 第8編	ミンナデイッシャウケンメイ 子どもの真剣さ

35	昭和14年 12月	第12集 第9編	オモチャ おもちゃの巻
36	昭和15年 1月	第12集 第10編	コウマノオハナシ キンダーブックノミカタ
37	昭和15年 2月	第12集 第11編	ワレラノニッポン 付録「ツバメノオウチ」 ワレラノニッポン
38	昭和15年 3月	第12集 第12編	アタラシイシナ 支那の知識
39	昭和15年 4月	第13集 第1編	ハルガキタ 季節と子ども
40	昭和15年 5月	第13集 第2編	コドモハツヨイ 興亜の子供
41	昭和15年 6月	第13集 第3編	ハナゴヨミ 花ごよみ三感想
42	昭和15年 7月	第13集 第4編	クニノマモリ 武器のたましひ
43	昭和15年 8月	第13集 第5編	ウミノハナシ 海
44	昭和15年 9月	第13集 第6編	ハタラクドウブツ 動物も動く
45	昭和15年 10月	第13集 第7編	ノニモヤマニモ 充実の秋
46	昭和15年 11月	第13集 第8編	トリ 見なれてみて知らないもの 見なれないで知ってあるもの
47	昭和15年 12月	第13集 第9編	キシヤ 汽車、汽車
48	昭和16年 1月	第13集 第10編	オトナリナカヨシ お隣のなかよし
49	昭和16年 2月	第13集 第11編	ボクハクスノキデス 子どもといっしょに良く聞かせよう
50	昭和16年 3月	第13集 第12編	ワカリマスカ デキマスカ 知能あそび
51	昭和16年 4月	第14集 第1編	オトモダチ 幼稚園=お友達
52	昭和16年 5月	第14集 第2編	三ッノオハナシ 時局と子供
53	昭和16年 6月	第14集 第3編	ミナミノクニ 国策と子ども
54	昭和16年 7月	第14集 第4編	ハシレハシレ 子どもの、もの見方

55	昭和16年 8月	第14集 第5編	アラヒグマノハナシ いろいろなものがあるものだな
56	昭和16年 9月	第14集 第6編	オコメヲタイセツニ 国民理科
57	昭和16年 10月	第14集 第7編	デンショバト やさしい はとが みくにのために こんな おもい いくさの ごようをする
58	昭和16年 11月	第14集 第8編	ツチノナカノハナシ かくれた興味
59	昭和16年 11月	第14集 第9編	ハタラクヒト 働く人の尊さと喜び
60	昭和16年 12月	第14集 第10編	ミクニノコドモ みくにの子ども
61	昭和17年 1月	第14集 第11編	ユキノオウチ 雪の子
62	昭和17年 2月	第14集 第12編	ハナトムシ 生きた観察
63	昭和17年 3月	第15集 第1編	ニッポンノハル 日本の春
64	昭和17年 4月	第15集 第2編	ソラトウミ 空と海
65	昭和17年 5月	第15集 第3編	オホキイフネチヒサイフネ 海国小国民と舟
66	昭和17年 6月	第15集 第4編	コドモノナツ 夏・自然・子ども
67	昭和17年 7月	第15集 第5編	オハナシメグリ 南の日本から 子ども達への 贈り物
68	昭和17年 8月	第15集 第6編	ハレタミソラ 清朗な性格
69	昭和17年 9月	第15集 第7編	アキノトモダチ なかのいいともだち
70	昭和17年 10月	第15集 第8編	シンセツナオトモダチ 絵と文
71	昭和17年 11月	第15集 第9編	特集号 十二月八日 忘れられない十二月八日 わすれさせてならない十二月八日
72	昭和17年 12月	第15集 第10編	オメデタウ オメデタウ
73	昭和18年 1月	第15集 第11編	カゼ 風の幼稚園

74	昭和18年 2月	第15集 第12編	オウマ 馬に寄せる心
75	昭和18年 8月	第16集 第6編	タネカラ ミマデ 観察の整理

『キンダーブック』[戦後編 倉橋担当 85 作品]

	出版	掲載号	表紙タイトル・執筆内容
1	昭和21年 8月	第1集 第1編	ムギ 新しいものキンダー ブックの再刊
2	昭和21年 10月	第1集 第2編	ウミトコドモ ウミ
3	昭和22年 4月	第2集 第1編	ようちえん あさのようちえん
4	昭和22年 10月	第2集 第7編	ありがとう ありがとう
5	昭和23年 5月	第3集 第2編	ねことねずみ童話特集号 ごあいさつ
6	昭和23年 9月	第3集 第6編	おつきさんのたび 復刊付録「つばめのおうち」 月と子ども
7	昭和23年 10月	第3集 第7編	おちばとときのみ 付録「つばめのおうち」 おち葉と子ども
8	昭和23年 11月	第3集 第8編	おまわりさん 付録「つばめのおうち」 おまわりさん
9	昭和24年 1月	第3集 第9編	汽車 付録「つばめのおうち」走る 汽車
10	昭和24年 3月	第3集 第11編	はなうりおじいさん 付録「つばめのおうち」 村から町へ
11	昭和24年 4月	第4集 第1編	こどもどうぶつえん 付録「つばめのおうち」動物園で
12	昭和24年 5月	第4集 第2編	とけい 付録「つばめのおうち」いま何時？
13	昭和24年 7月	第4集 第4編	おてがみ 付録「つばめのおうち」おてがみ
14	昭和24年 8月	第4集 第5編	うみのこども 付録「つばめのおうち」 海の子ども
15	昭和24年 11月	第4集 第8編	りんご 付録「つばめのおうち」

			りんごの社会科
16	昭和24年 12月	第4集 第9編	ぼくのおうち 付録「つばめのおうち」 子どもと家族生活
17	昭和25年 1月	第4集 第10編	たのしいのりもの 付録「つばめのおうち」 すずめ すずめ
18	昭和25年 4月	第5集 第1編	はるのおともだち 付録「つばめのおうち」 春の自然は子供の仲よし
19	昭和25年 5月	第5集 第2編	おかあさん 付録「つばめのおうち」 おかあさん
20	昭和25年 6月	第5集 第3編	おひさま 付録「つばめのおうち」 太陽の子供
21	昭和25年 7月	第5集 第4編	ゆうびん屋さん 付録「つばめのおうち」 郵便屋さん御苦労さま
22	昭和25年 8月	第5集 第5編	あり 付録「つばめのおうち」 蟻の一匹一匹に注意して
23	昭和25年 9月	第5集 第6編	いろいろなおうち 付録「つばめのおうち」 子供といっしょに此巻を見る心
24	昭和25年 10月	第5集 第7編	おみせ屋さん 付録「つばめのおうち」お店や
25	昭和25年 11月	第5集 第8編	わたくしたちのために 付録「つばめのおうち」 社会的感謝の心
26	昭和25年 12月	第5集 第9編	きもの 付録「つばめのおうち」 いろいろの きもの
27	昭和26年 1月	第5集 第10編	おしょうがつ お正月
28	昭和26年 2月	第5集 第11編	ゆきのひ 付録「つばめのおうち」 雪の日の子供
29	昭和26年 3月	第5集 第12編	おさるさん 付録「つばめのおうち」猿公
30	昭和26年 4月	第6集 第1編	みんなたのしく 春四月号のこころ

32			付録「つばめのおうち」 キンダーブック十カ条 こどものひのうた 作詞
33	昭和26年 5月	第6集 第2編	おおきくなれ つよくなれ こどもの日
34	昭和26年 6月	第6集 第3編	きのはなし “木の話”の巻について 付録「つばめのおうち」 ヒル積木について
36	昭和26年 7月	第6集 第4編	おほしさま お星様
37	昭和26年 8月	第6集 第5編	おうちのまわり おうちのまわり
38	昭和26年 9月	第6集 第6編	きしゃごっこ 汽車ごっこ 付録1「つばめのおうち」 目的保育案の一例先生方へ
40	昭和26年 10月	第6集 第7編	みち みち
41	昭和26年 11月	第6集 第8編	くまのはなし くまのはなし
42	昭和26年 12月	第6集 第9編	うちじゅうたのしく うちじゅうたのしく
43	昭和27年 1月	第6集 第10編	おおきいな 大きい希望
44	昭和27年 2月	第6集 第11編	ひのいろいろ 火のいろいろ
45	昭和27年 3月	第6集 第12編	にんぎょうのくに 人形の国
46	昭和27年 4月	第7集 第1編	はるのえんそく 春の遠足 付録「つばめのおうち」 リヒターの子供の絵
47	昭和27年 5月	第7集 第2編	うし 愛すべき牛
48	昭和27年 6月	第7集 第3編	かわのたび かわ
49	昭和27年 7月	第7集 第4編	なつがきた 夏が来た
50	昭和27年 8月	第7集 第5編	みつばちのくに 蜜蜂のくに
51	昭和27年 9月	第7集 第6編	スポーツ スポーツ
52	昭和27年 10月	第7集 第7編	すずめ かわいいデモクラチックな雀

53	昭和27年 11月	第7集 第8編	こどものうたマザー・グース マザー・グース
54	昭和27年 12月	第7集 第9編	すみ 炭をつくってくれる人々
55	昭和28年 1月	第7集 第10編	たのしいあそびうた 楽しい遊び歌
56	昭和28年 2月	第7集 第11編	かわいいいぬ 子供となかよしの犬
57	昭和28年 3月	第7集 第12編	はるになる 春になる
58	昭和28年 4月	第8集 第1編	おもしろいな おもしろいな
59	昭和28年 5月	第8集 第2編	うま 馬
60	昭和28年 6月	第8集 第3編	かえる キンダーブック月々の与え方
61	昭和28年 7月	第8集 第4編	たのしいふねのたび たのしいふねのたび
62	昭和28年 8月	第8集 第5編	なつやすみ お休みの中の遊び友だち
63	昭和28年 9月	第8集 第6編	せっけん 石鹸読本
64	昭和28年 10月	第8集 第7編	おいしいな おいしいなあ
65	昭和28年 11月	第8集 第8編	ふゆがくる 冬が来る
66	昭和28年 12月	第8集 第9編	くるみわりにんぎょう 名作「くるみ割り人形」をお子さんにお送りするについて
67	昭和29年 1月	第8集 第10編	どうぶつのおしょうがつ 動物たちにもお正月
68	昭和29年 2月	第8集 第11編	ゆきぐに 雪国
69	昭和29年 3月	第8集 第12編	いきもの いきもの
70	昭和29年 4月	第9集 第1編	はるがきたきた 春が来た来た
71	昭和29年 5月	第9集 第2編	まわれまわれ まわれまわれ
72	昭和29年 6月	第9集 第3編	じょうぶなこども 「じょうぶな子ども」によせて

73	昭和29年 7月	第9集 第4編	うみのうた 「うみのうた」
74	昭和29年 8月	第9集 第5編	なつのむし 「なつのむし」
75	昭和29年 9月	第9集 第6編	おつきさま 「おつきさま」
76	昭和29年 10月	第9集 第7編	くだもの 「くだもの」
77	昭和29年 11月	第9集 第8編	がらす 「がらす」
78	昭和29年 12月	第9集 第9編	三つのおはなし 「三つのおはなし」によせて
79	昭和30年 1月	第9集 第10編	こどものおしょうがつ 「こどものおしょうがつ」
80	昭和30年 2月	第9集 第11編	わたしはせきたん 「わたしはせきたん」
81	昭和30年 3月	第9集 第12編	おやりすこりす 「おやりすこりす」
82	昭和30年 4月	第8集 第4編	みんなでつくりましょう 「みんなでつくりましょう」
83	昭和30年 5月	第10集 第2編	ごがつ 「ごがつ」
84	昭和30年 6月	第10集 第3編	あめのちびちゃんたち 「あめのちびちゃんたち」
85 (86)	昭和30年 7月	第10集 第4編	さかな 「さかな」 (付録「つばめのおうち」 顧問倉橋惣三先生永眠の報告)

(3) 静岡県初の保育絵本『あそび ASOBI』の創刊

『キンダーブック』復刊から2年後の1948(昭和23)年6月5日、片井商会出版部(静岡市:片井正三社長)より、保育絵本『あそび ASOBI』創刊号が発行された。主に幼稚園や保育園に頒布されていた月刊の絵本(定価十八円)で、その後、恩賜財団 静岡県同胞援護会(現・社会福祉法人静岡福祉事業協会)より発行され、県外にも届けられた。(GHQの検閲を受けた時の発行部数は2万部)

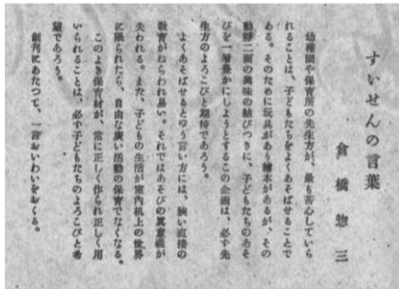
静岡県の保育絵本を研究する本学図書館では、同誌の創刊号を古書店より入手し、所蔵している。同誌の創刊号は、国立国会図書館にも所蔵がなく、全国で2誌の所蔵を確認している。(内1誌は県内研究者所蔵)

創刊号には、倉橋の推薦の辞が記載されている。

「幼稚園や保育所の先生方が、最も苦心していただけることは、子どもたちをよくあそばせることである。そのために玩具があり絵本があるが、その動静二面の興味の結びつきに、子どもたちのあそびを一層豊かにしようとするこの企画は、必ず先生方のよろこびと期待であろう。よくあそばせるとゆう言い方には、狭い直接の教育がねわれ易い。それではあそびの真意義が失われる。また、子どもの生活が室内机上の世界に限られたら、自由な広い活動の保育でなくなる。このよき保育材が、常に正しく作られ正しく用いられることは、必ず子どもたちのよろこびと希望であろう。創刊にあたって、一言おいおいをおくる。」
倉橋が、『キンダーブック』で培った人脈を基に『あそび ASOBI』を全国水準の内容として、静岡市葵区末広町の出版社である(株)片井商会から全国の子どもたちに向けて、充実した内容の絵本を提供することが出来る様に、同誌の創刊に大きな役割を果たしていた。倉橋が関わった静岡県初の保育絵本『あそび ASOBI』(株)片井商会)についての考察は次回に掲載予定である。



『あそび ASOBI』
創刊号(本学所蔵)



「すいせんの言葉」倉橋惣三

おわりに

【倉橋惣三と保育絵本について】

明治 15(1882)年に静岡市鷹匠町で生まれた倉橋は戦前から戦後、そして逝去する昭和 30(1955)年 4月まで幼児教育の改革者として、日本の幼児教育一筋に情熱を傾けた生涯であると言える。

1936(昭和 11)年に二・二六事件、1937(昭和 12)年に日中戦争がはじまり、教育界および出版界も戦時体制を余儀なくされ、『キンダーブック』は 1942(昭和 17)年 3月、『ミクニノコドモ』に改題され、1944(昭和 19)年 1月、第 16 集第 11 編「セキタン ヲ ホル ヒト」をもって終刊を迎える。

1946(昭和 21)年、米国教育使節団の来日時には、倉橋

は日本側教育家委員の一人として任命され、同使節団に向けての幼児教育、保育絵本の必要性の理解に大きな役割を果たし、『キンダーブック』が終戦直後の 1946(昭和 21)年 8月 20日復刊を果たしたと考察する。『キンダーブック』巻頭の倉橋の想いを記載する。

「散った後に、落ちた後に、古い根から新芽がふく。新しい種子に、前とは別な花と実が待たれる。その更生の気は勇ましく、成長の力は逞しい。今や初夏の自然がそれであり、立ち上がる国の勢がそれだ。その大きい勢に推されて、幼い子らの園に蘇るキンダーブックの再刊も亦、その一つである。(中略)新しいものによってこそ、子らを新しくし、国を新しくしてゆけるのであるから。裁えよう裁えよう。培おう培おう。幼い子らの園に。」

この言葉こそが倉橋の戦後の幼児教育、保育絵本の再生に向けた想いであると考察する。

【倉橋惣三と静岡の保育絵本について】

倉橋が「すいせんの言葉」を述べている保育絵本『あそび ASOBI』は、『キンダーブック』復刊後、間もない約 2年後、1948(昭和 23)年 6月 5日、(株)片井商会(静岡市:片井正三社長)より、創刊された。

倉橋は、戦後の混乱期にある出身地・静岡市の出版社に協力し、全国水準の保育絵本が創刊された。

同誌は、出版社は(株)片井商会、静岡福祉事業協会、児童福祉会と変遷したが、1982(昭和 57)年頃まで、全国の子どもたちに届けられた。

同誌を出版した(株)片井商会関係者は、『あそび ASOBI』発行権譲渡後、新たに(株)東邦出版を立上げ、保育絵本『フレンドブック』および静岡県初の小学校副読本である『一年の友』、『二年の友』を創刊した。

倉橋が協力した保育絵本の想いは、静岡市の出版関係者により受け継がれ、出版が続けられたのである。

【引用・参考文献一覧】

1. * 『フレーベル館 100 年史』(株)フレーベル館
2. * 『キンダーブック』、『幼児の教育』
(株)フレーベル館
3. * 『観察絵本キンダーブック』第 1 編(B4 判)
※もうひとつの創刊号 (株)フレーベル館
4. * 『あそび ASOBI』(株)片井商会

【注】*本学図書館所蔵

【筆者所属】静岡福祉大学附属図書館

条件文における可能性について

梅田 泰

'Possibility' in Conditionals

Yasushi UMEDA

はじめに

多くの参考書を見てみると、次のように条件節内の were to, should についての説明には大きな差がないことが多い。

(1) were to

未来について起こりそうにないことを述べる
should
起こりそうにない事柄を想像する場合に使われる

吉波(2012³)

(2) were to

未来について実現の可能性が低いことを仮定する場合
should
「そういうことはほとんどないだろうが」という話し手の気持ちが込められる

今井(2011)

(3) were to

起こりそうもない未来のことがらの想定に用いる
should
かなり実現性の低い未来のことがらの仮定に用いる

杉山(2000³)

(4) were to

実現の可能性が少ないことを表す
should
実現の可能性が少ないことを表す

上垣(2004⁴)

一方で、齊藤(2018)のように、「実現可能性がほぼゼロの事柄については、were to で表現できるが、should では表現できない」といったように、可能性の観点から were to と should の用法を区別している参考書もある。つまり、参考書には「should は were to をいいか

え可能である」というような説明と、「should と were to は使い分けが必要である」という説明の両方がみられるとあってよい。

それでは、大学生は should と were to をどのように使い分けしているのだろうか。実際に、大学生に should と were to を使って英作文をしてもらおうと、学生は should と were to を使い分けしていると思えるデータが得られた。以下のデータを見てほしい。これは、2018年後期に静岡大学浜松キャンパスで担当しているリーディングの4クラスでとったデータである。were to や should, 仮定法過去については高校時代に学習した内容を思い出し、あてはまると思える選択肢を複数回答可能という形で選んでもらった。184名による回答である。

(5) If a big earthquake like the Great East Japan Earthquake happens what will you do?

48名

If a big earthquake like the Great East Japan Earthquake happened what would you do?

16名

If a big earthquake like the Great East Japan Earthquake should happen what would you do?

100名

If a big earthquake like the Great East Japan Earthquake were to happen what would you do?

24名

以上の結果から次のようなことがわかる。

(6) 大学生が should と were to の使い方に大差がないという理解をしているのであれば、should と were to を選択した大学生の数はほとんど同じであるはずだが、実際には should と回答した大学生の数が圧倒的に多かった。

(7) 「実現可能性がほぼゼロの事柄については、were

to で表現できるが, should では表現できない」という参考書の説明に反して, 「大地震が起こる可能性は極めて低いので, 可能性がほとんどないといえるが, 実現可能性がある」ととらえ, should を選択する大学生の数が多かった。

(8) 本発表では扱わないが解放条件文を選択した大学生数も比較的多かった。

(6)~(8)より, 多くの大学生は, 可能性によって should と were to の選択をしているのではないかと推察できる。東日本大震災を経験した人間は, 東日本大震災レベルの大地震はほぼ起こりえない事柄であるにもかかわらず, あまりにも印象が大きかったためにまた起こる可能性があるのではないかと思ってしまうため, were to ではなく should を使う大学生の数が圧倒的に多かったのだろう。また, happens と答えた大学生の中には, 「起こる可能性があるから happens を選ぶ」というコメントを書いた学生がいて, 「東日本大震災レベルの大地震の可能性があるとということ」を頭に描いていることがはっきりとわかる。

ところが, (5)と類似する文においては, 英語話者は should ではなく were to, もしくは仮定法過去形を使用する。以下のネット上での使用例を見られたい。

(9) If a major earthquake were to occur at the heart of the Tokyo metropolitan area,

kline.co.jp*(下線筆者)

(10) Of course, if a major earthquake were to hit a major metropolis such as Tokyo, 3 million or so would only be a drop in the ocean.

<http://www.knots.or.jp/corporation/wp-content/images/2011/06/w11.pdf>

(下線筆者)

(11) What would happen if a 10.0 earthquake hit a major American city?

<https://www.quora.com/What-would-happen-if-a-10-0-earthquake-hit-a-major-American-city>

(下線筆者)

(12) What would happen if there was a magnitude 10 worldwide earthquake?

<https://www.quora.com/What-would-happen-if-there-was-a-magnitude-10-world-wide-earthquake>

(下線筆者)

(13) So what would happen if the “Big One” hit

California? What would happen if an earthquake hundreds of times more powerful than the one that we saw on Monday hit Los Angeles or San Francisco?

<http://thetruthwins.com/archives/what-will-happen-when-the-big-one-hits-california>

(下線筆者)

このように大学生が should を選択してもおかしくない条件節内で, ネイティブスピーカーは were to, もしくは仮定法過去形を使うのはなぜだろうか。考えられる理由の一つは, 先にも述べたように話し手の可能性の捉え方であるが, はたしてそうなのだろうか。

本発表では, なぜ大学生とネイティブの間にずれが生じているのかを調べてみたい。その際, どのような基準で可能性の低い事柄, 可能性のある事柄を見分けるのか, もしくは可能性という観点での説明ができれば, どのように were to や should, 仮定法過去の文をとらえられるのかを検討したい。

1. 仮定法過去の文

近年では, 仮定法過去については, 「現在の事実と反することについて述べる」という説明よりも「実現可能性が低い事柄について使われる」という説明が多くなっている。

(14) 「起こる可能性が低いと思っていることや, 想像上の状況について述べる」

平賀(2013⁴)

(15) 「起こる可能性が非常に低いか, まったくない内容を仮定するとき用いる」

岡田(2004³)

(16) 「現在の事実と反することだけでなく, 非現実的な未来の状況を表す」

宮川(2010)

それでは, 「起こる可能性の低いこと」と「非現実的であること」をネイティブはどのように区別をするのだろうか, 次の例で説明しよう。

(17) If you were under 18 you would need parental approval.

Huddleston and Pullum(2002)

(18) If the boss came in now, we'd be in real trouble.

Swan(1995²)

仮定法過去の文で「現在の事実と反することを表す」場合とは, (17)のように条件節内に「状態動詞(進行形

を含む)が用いられている」命題か、「現在の習慣」に関する命題が見られるときに限られている。一方、(18)のように条件節内に「現在の習慣」を表さない動作動詞が使われていると、その条件は「現在の事実と反する」のではなく、むしろ「未来における実現可能性の低い仮定」を表すことになる。このことを裏付けるかのように、Declerck(1991)は、*She would be thankful if you waited for her.*という文をあげ、非状态的で進行形ではない場合は、通例未来に言及するので、仮想条件であると解釈できるといっている。

また、Swan(1995²)は、条件節内で動作動詞が使われていて、なおかつその節が「現在の習慣」を表さない命題でなければ、仮定法過去の文は「未来における実現可能性の低い仮定」を表し、*were to* を使った文にいかえることが可能である(が、*were to* の文の方がより形式ばっているという)といっている。

2. *were to* の文

学習参考書では、*were to* は、「可能性がまったくない」か「可能性がほぼない」ときに使われるというような説明が多く見受けられる。

(19) 「起こる可能性が低いと思っていることや、想像上の状況について述べる」

平賀(2013⁴)

(20) 「起こる可能性が非常に低いか、まったくない内容を仮定するとき用いる」

岡田(2004³)

(21) 「実現不可能または、可能性の低い未来の出来事を表す」

鷹家(2015¹³)

一方で、「可能性がない場合にも、可能性が比較的高い場合にも用いられる」という説明もみられる。

(22) 『『仮に～すれば』という単なる仮定を表す場合もあれば、実現性の低い事柄について使われる場合もある」

霜崎(2012²)

(23) 「未来のことについて純粋な仮定をするときに用いられる。話し手が実現の可能性を意識している場合にも使われることがあるが、その場合は可能性が低いことを強調し、*should* よりも可能性の度合いは低い」

中邑(2017)

(24) 「実現の可能性がゼロの仮定から、実現の可能性

がある仮定まで、いろいろな仮定を表す」

野村(2013)

(25) 「比較的实现の可能性の低い仮定を表すとされているが、現実にはかなり実現性の高い場合にも用いる」

瓜生(2016)

(26) 「実現しそうなない仮定、実現の可能性がある仮定」

佐藤(2012)

(27) 「起こりうることから、起こりえないことまで、純粋な仮定を表す」

綿貫(2003)

つまり、参考書の説明は、「可能性が低い場合に使われる」か「可能性が低いときにも高いときにも使われる」というどちらかである。

さらに以下のページにある例文を見られたい。まず、現在で使われている *were to* である。

(28) *If she were to be rich, she would be horribly obnoxious.*

(29) *If I were to have no friends, who would I spend my time with?*

(30) *If Nathan were to be my boss, this job would be intolerable.*

<https://www.englishpage.com/conditional/weret.html>

これらの文は、状態動詞が使われているので、状態動詞や現在の習慣を表す文が条件節内に現れる仮定法過去の文と同様に反事実条件文である。このような文の場合は、「可能性が低いとき」ではなく「可能性がまったくないとき」である。

また、未来を表す *were to* の文では、対照的に動作動詞が使用されている。この点については、平賀(2013⁴)は「何かが起こることを想像して言う表現なので、動作動詞を使う」と述べている。

(31) *If I were to lose my job next year, I would probably not find a new one quickly.*

(32) *If he were to fail his driving test tomorrow, he would have to take it again.*

(33) *If Sarah were to show up late to the birthday party, it would ruin the surprise.*

このように、*were to* が動作動詞と使われた場合は、「可能性が低い、高い」の両方を表すことができる。

仮定法過去のところで、Swan(1995²)は、条件節内で

動作動詞が使われていて、なおかつその節が「現在の習慣」を表さない命題でなければ、仮定法過去の文は were to を使った文にいいかえることが可能である(が、were to の文の方がより形式ばっているという)といっていることについて言及したが、仮定法過去は、「可能性の低い事柄」について使われる一方、were to は「可能性の高い事柄」にも「可能性の低い事柄」にも使われるので、Swan(1995²⁾の指摘は、仮定法過去が動作動詞を伴って(「現在の習慣」を表さずに)「可能性の低い事柄」にあたる場合に限り、were to と言いかえが可能であるということになる。

Declerck(1991)は、were to と仮定法過去の表す意味の差がないことを示す例として、次の文をあげている。

- (34) What would you say if I were to tell you that Fred had divorced his wife?
What would you say if I told you that Fred had divorced his wife?

Declerck(1991)

3. should を含む文

if 節に should を含む文についての説明でよくみられるものは、「実現の可能性が少ないことを表す」とされながら、実際には should と were to の使用には違いがあるというものである。

4. 問題点

仮定法過去と were to, should の文の特徴をまとめると次のようになる。

表1 仮定法過去と were to, should の文の特徴

	状態動詞, 現在の習慣	状態動詞, 現在の習慣以外
仮定法過去	反事実条件文	仮想条件文 (不変の真理を含む)
were to	反事実条件文	仮想条件文 (不変の真理を含む)
should		仮想条件文 (不変の真理を含まない)

なお、次の例文のように、「天変地異」ととらえることができる内容が条件節の前提として生じている場合

は、「天変地異」は起こる可能性がきわめて低いという「不変の真理」を前提としていると考えられる。したがって、上記の仮定法過去と were to の仮想条件文の欄には「不変の真理を含む」という記述を入れた。また、次の例文、井上(1983¹²⁾、斉藤(2018)などの指摘、またネイティヴチェックの結果から、should は「不変の真理」を条件節に置けないものと考えた。

- (35) This Is What Would Happen If A 9.0 Earthquake Hit The Cascadia Subduction Zone...

<https://www.silverdoctors.com/headlines/world-news/this-is-what-would-happen-if-a-9-0-earthquake-hit-the-cascadia-subduction-zone/>

(下線筆者)

- (36) What would happen if a 10.0 earthquake hit a major American city?

<https://www.quora.com/What-would-happen-if-a-10-0-earthquake-hit-a-major-American-city> (下線筆者)

- (37) 500-year rain: What if a Houston-like storm were to deluge Oklahoma County?

<https://newsok.com/article/5578395/500-year-rain-what-if-a-houston-like-storm-were-to-deluge-oklahoma-county>

(下線筆者)

- (38) Are We Ready? What would happen if a 500-year storm hit Chicago

<http://www.loopnorth.com/news/storm1004.htm>

(下線筆者)

- (39) 100-Year Hurricane Could Cost \$250 Billion If It Hit Miami

<https://www.miaminewtimes.com/news/100-year-hurricane-could-cost-250-billion-if-it-hit-miami-7572520>

(下線筆者)

- (40) What if the earthquake happened in Manhattan?

Even a moderate earthquake like the one that struck Virginia today would have a significant impact on people, property, and infrastructure if it happened in New York City.

<https://www.zdnet.com/article/what-if-the-earthquake-happened-in-manhattan/>

(下線筆者)

(41) If the sun were to rise in the west, I would not change my mind.

井上(1983¹²)

(42) What would happen if a 10.0 earthquake hit a major American city?

What would happen if a 10.0 earthquake were to hit a major American city?

*What would happen if a 10.0 earthquake should hit a major American city?

また、3種の仮定法を可能性の点からみれば次のようにまとめられる。

表2 可能性という点から見た3種の仮定法

可能性の有無	可能性がない	可能性がきわめて低い = 仮定条件文	可能性が低い = 仮定条件文	可能性がある
条件節の文の特徴	現在の状態や現在の習慣	不変の真理		
条件文の種類	反事実条件文	仮定法過去の仮定条件文	should を使った仮定条件文	解放条件文
		were to を使った仮定条件文		

ここで一つの問題点が出てくる。それは、本発表の3種の仮定法の文における条件節の前提が、状態動詞か現在の習慣を表す場合は仮定法過去か were to を使った反事実条件文となり、条件節の前提が、状態動詞か現在の習慣を表さずに、特に不変の真理を表す場合は仮定法過去、were to を使った仮定条件文となることを確認したが、多くの大学生は、参考書の説明に影響を受け、「東日本大震災レベルの大きな地震が起こらない」という不変の真理を前提としながらも、should を使った仮定条件文を選択し、一方、ネイティブは不変の真理を前提とする条件節では should を使わずに were to か仮定法過去で仮定条件文を書くという違いである。おそらく大学生が should を選択したことに関しては、可能性に対するとらえ方が影響していると

考えられる。ところが、「不変の真理」とは「昔も現在も今後も続くであろうこと」であり、「事実」であるから、事実に反するととらえれば反事実条件文になるとも考えられるにもかかわらず、ネイティブはなぜ「不変の真理」を条件節内で前提とする場合に should を用いないかは可能性だけでは説明ができない。

表3 条件節に基づく条件文の種類

条件節の前提	条件文の種類
現在の状態, 現在の習慣(= 事実)	反事実条件文
不変の真理(= 事実)	反事実条件文のはずだが 仮定条件文

5. 条件節の新たな見方

そこで、可能性という観点からではない were to についてとらえ方を、安藤(2005)や矢野(2010)で見よう。

(43) were to は特に「仮定のための仮定」を述べるときに用いられ、可能性の度合いは should よりもいっそう少ない。

安藤(2005)

下線筆者

(44) 「あり得ることあり得ないこと両方について、『仮に～なら』と純粹に仮定して話題を展開するときに用いられる」

矢野(2010)

下線筆者

このような見方からすると、were to を使った話し手は、「可能性があるかどうか、また起こるか起こらないかという話はひとまず置いておき、もし～とすれば」というように可能性の有無を念頭に置いていないということになる。一方、should を使った場合は、「可能性は0ではないが、可能性は極めて低い」というように話し手は少なくとも可能性を念頭に置いていることになる。

Swan(1995²) の、条件節内で動作動詞が使われていて、なおかつその節が「現在の習慣」を表さない命題でなければ、仮定法過去の文は were to を使った文にいいかえることが可能であるという考えは、were to の守備範囲は、「可能性の極めて低いことから可能性の高いこと」であったが、実際は、話し手が可能性を念頭に置かずに「仮定のための仮定」をしているからであり、話し手の作る文が偶然にも可能性が低ければ仮

定法過去と言いかえができるということになる。

6. 現在の状態, 現在の習慣と不変の真理

それでは、なぜネイティブは、現在の状態、現在の習慣は反事実条件文、不変の真理は仮想条件文と使い分けるのであろうか。この点を見るには、副詞句との共起という点から説明ができる。

状態や習慣を表す文においては、動詞を現在時制にも過去時制にもすることができる。

(45) He (go) to school by bus.

この文の go は、last year などの時を表す副詞句があれば動詞は過去形になる。また、現在時を表す副詞句がなければ基本的には現在時制となる。また、状態を表す文も同じで、時制は過去もしくは現在になる。つまり、これらの文の場合、時制を決定するための時の副詞が必要となる。

一方、不変の真理を表す文では、いかなる場合であっても、現在形のみが使用され、時の副詞を必要としない。この特徴が、条件を表す文と特徴が一致している。その特徴とは、条件文内では、未来を表す副詞句がなくても未来の事柄を表すことができるというものである。

(46) If it is fine, we'll go out.

状態や習慣を表す文を条件節内に置いた場合には反事実条件文となることと違って、不変の真理のように、時を表す副詞句が必要のない文が条件節に置かれると、条件節の内容は未来の仮定を表すことになるが、まったくあり得ないことを表しているとはいきれないので仮想条件文に分類されると考えられる。

7. 不変の真理であっても、今後起こる可能性があるのかどうか

大学生が、「不変の真理」を前提とする条件節内に were to ではなく、should を用いる傾向が強かったことについては、「were to は可能性の低い事柄について使うが、should は可能性がわずかにでもある場合に使う」という説明を参考書等で受けたことが大きな要因であろう。この説明を受け、「ほとんど起こりえない規模の大きい地震であっても、一度経験をするとまた来るのではないか」と不安に思い、should を選ぶようになったと推測できる。

このような大学生のとらえ方は were to の説明に起因するものだが、大学生の側にもとらえ方の問題があ

るように思える。過去に、「現在の習慣」を表す文を大学生に指導していた際に、「もし三日坊主だったらどうなるんですか」と聞かれたことがある。ネイティブは、「毎日必ず決まて行く」というように厳密な意味での習慣ではないにせよ、「習慣」ととらえることができる範囲内のことであれば「現在の習慣」という用法を使うので、「三日坊主」であれば「現在の習慣」という形をとらずに別の形で表現するはずである。つまり、「学習者のとらえ方」はネイティブのとらえ方を念頭に置いているのではなく、「自分の感じ方」を優先しているのである。

これと同じことが were to と should の選択にもいえる。つまり、ネイティブは、「不変の真理」を条件節内に置けば、それは「可能性のあるなしは別として、仮に」という場合で were to か仮定法過去を使い、「可能性が少しでもある」と判断できれば、should を使うだけのことである。したがって、ネイティブ目線に立った考え方をするようにすれば、were to の選択もスムーズに行われるだろう。

8. ネイティブは可能性が高まっても should は使わないのか

ネイティブは「動物の異常行動」など「大地震につながる」可能性がある現象がみられている場合であっても、should はまったく使わないのかという点についてネイティブチェックをした結果は次のとおりである。

(47) What would happen if a 10.0 earthquake hit a major American city?

What would happen if a 10.0 earthquake were to hit a major American city?

*What would happen if a 10.0 earthquake should hit a major American city?

つまり、このような文脈では should は使わないという。

この点については、were to と should の元の意味を考えるとよいかもしれない。まず、were to は「運命」を表す be to do の用法との関連がある (Declerck(1991))。この用法は、「～している運命である」ではなく、「～する運命にある」というように、「状態」ではなく「動作」を表すので、動作動詞との結びつきが強い。

一方、should は shall の過去形であるので、「(道理からすれば)～すべきである」「(通常であれば)～のは

ずである」という意味を持っている。意味的にみて、前者は「動作」、後者は「状態」との結びつきが強い。このようにみると、「大地震が起こる」ということは道理でもなければ通常の事柄でもない。このために、「大地震が起きれば」という文脈では、**should** を使用できないのではないかと考えられる。

9. **should** の表す偶然性

Declerck(1991)によると、if 節内で **should** が使われた場合は、「条件の実現は、偶然あるいは何らかの予測不可能な要因によること」を示唆する。「大地震につながる可能性のある現象」が起こっているのであれば、大地震は近々来ると考えられ、「偶然に起きる」とは言えない。したがって、**should** が使われないともいえる。

10. 結論

以上のように見てみると、**were to** は「可能性の低い事柄」に使われるというのではなく、「可能性についてはさておいて、もし〜であれば」という「仮定ための仮定」を、**should** は「可能性の低い事柄」に使われると考えてよい。

そして、「不変の真理」を表す内容が条件節内に入ると、**should** を使わず、**were to** か仮定法過去が使用される理由については、「不変の真理が時を表す副詞句を必要としないこと」、「学習者のとらえ方」、「**should** の表す偶然性」、「**were to** と **should** の本来の意味」という点から説明ができる。

11. 問題点

話し手が条件節で **should** や仮定法過去を使う場合は、可能性を念頭に置いているので、仮想条件文であるといえるが、本発表で扱った **were to** は意味的に見れば、可能性を念頭に置いているわけではないので、仮想条件文ではないともいえよう。この点については今後検討する必要があるだろう。

表 4 状態動詞、現在の習慣以外を表す **were to** の扱い

	状態動詞、現在の習慣	状態動詞、現在の習慣以外
仮定法過去	反事実条件文	仮想条件文 (不変の真理を含む)
were to	反事実条件文	?

		(不変の真理を含む)
should		仮想条件文 (不変の真理を含まない)

なお、最後になるが、本発表で使用した条件文の名称は Declerck(1991)を参考にしている。

表 5 本発表で使用した条件文の名称

条件文の種類	説明
閉鎖条件文	条件節のいいかえの役割を主節が担っている
解放条件文	「時や条件を表す副詞節では未来の代用で現在を使う」
反事実条件文	仮定法過去(現在の状態、現在の習慣が前提になっている)、 仮定法過去完了、 were to (現在の状態、現在の習慣が前提になっている)
仮想条件文	if 節内に should か were to (現在の状態、現在の習慣以外が前提になっている)

参考文献

青木常雄他. (1961³) 『英文法精義』. 東京: 培風館.
 安藤貞雄. (1995¹¹) 『英語教師の文法研究』. 東京: 大修館書店.
 _____. (1998⁵) 『続・英語教師の文法研究』. 東京: 大修館書店.
 _____. (2005) 『現代英文法講義』. 東京: 開拓社.
 _____. (2014²⁰) 『基礎と完成英文法』. 東京: 数研出版.
 井上義昌. (1983¹²) 『詳解英文法辞典』. 東京: 開拓社.
 今井康人. (2011) 『ZESTER 総合英語』. 静岡: Z会.
 上垣暁雄. (2004⁴) 『即戦ゼミ 3 大学入試英語頻出問題総演習』. 東京: 桐原書店.
 梅田泰. (2012) 「意味伝達の観点から見た英語テスト」『常葉学園大学教育学部紀要』 32 号.
 _____. (2012) 「条件節の解釈」. 『常葉学園大学外国語学部紀要』 28 号.
 _____. (2012) 「条件文と仮定法」『アルビオン』常葉学園大学外国語学部言語文化研究会 25 号.

- _____. (2012) 「条件節の解釈」『常葉学園大学外国語学部紀要』 28号.
- 瓜生豊. (2016) 『POWER STAGE[パワーステージ] 英文法・語法問題』. 東京: 桐原書店.
- 江川泰一郎. (1997¹³) 『英文法解説』. 東京: 金子書房.
- _____. (2014) 『英文法の基礎』. 東京: 研究社.
- 江藤裕之. (2015) 『英文法のエッセンス』. 東京: 大修館書店.
- 岡田伸夫. (2001) 『英語教育と英文法の接点』. 京都: 美誠社.
- _____. (2004³) 『英語の構文 150』. 京都: 美誠社.
- 大西泰斗他. (2011³) 『一億人の英文法』. 東京: ナガセ.
- _____. (2018) 『ハートで感じる英文法』. 東京: NHK 出版.
- 風早寛. (2013²) 『英文法・語法問題 GRAMMARMASTER』. 静岡: Z会.
- 木村明. (1984⁵⁷) 『英文法精解』. 東京: 培風館.
- 小西友七. (2006) 『現代英語語法辞典』. 東京: 三省堂.
- 斉藤智. (2018) 『新装版総合英語 EMPOWER Essential COURSE』. 東京: 桐原書店.
- 佐藤誠司. (2012) 『アトラス総合英語』. 東京: 桐原書店.
- 霜康司他. (2010⁵) 『UPGRADE 英文法・語法問題』. 東京: 数研出版.
- _____. (2012) 『英語頻出問題フレーズマスター』. 東京: 学研.
- 霜崎實. (2012²) 『クラウン総合英語』. 東京: 三省堂.
- 篠田重晃他. (2015²) 『Vintage 英文法・語法』. 東京: いいずな書店.
- 杉山忠一. (2000³) 『英文法詳解』. 東京: 学研.
- 鈴木希明. (2010³) 『高校総合英語 Harvest(3rd Edition)』. 東京: 桐原書店.
- Swan, M. (1995²) *Practical English Usage*. Oxford: Oxford University Press.
- 関正生. (2012³⁵) 『世界一わかりやすい英文法の授業』. 東京: 中経出版.
- _____. (2015) 『丸暗記不要の英文法』. 東京: 研究社.
- _____. (2015) 『サバイバル英文法』. 東京: NHK 出版.
- _____. (2017¹⁶) 『大学入試世界一わかりやすい英文読解の特別講座』. 東京: KADOKAWA.
- 鷹家秀史. (2004) 『詳説レクシスプラネットボード』. 東京: 旺文社.
- _____. (2015¹³) 『英語の構文 150 UPGRADED 99 Lessons』. 京都: 美誠社.
- 高橋潔. (2014) 『チャート式シリーズ基礎からの新々総合英語』. 東京: 数研出版.
- 田中茂範. (2014³) 『わかるから使えるへ表現英文法』. 東京: コスモピア.
- _____. (2016) 『英語を使いこなすための実践的英文法』. 東京: 大修館書店.
- _____. (2010⁶) 『NHK 新感覚☆わかる使える英文法 文法がわかれば英語はわかる!』. 東京: 日本放送出版協会(NHK 出版).
- Thompson, A. J. and A. V. Martinet. (1986⁴) *Practical English Grammar*. Oxford: Oxford University Press.
- Declerck, R. (1991) “A *Comprehensive Descriptive Grammar of English*.” Tokyo: Kaitakusha.
- 外池滋生. (1995) 『フォーカス 基礎からわかるディスカバリー高校総合英語』. 東京: 啓林館.
- 中村捷. (2018) 『発話型英文法の教え方・学び方』. 東京: 開拓社.
- 中邑光男他. (2017) 『ジーニアス総合英語』. 東京: 大修館書店.
- 野村恵造. (2013) 『Vision Quest 総合英語』. 東京: 啓林館.
- 平賀正子他. (2013⁴) 『総合英語 *be*』. 東京: いいずな書店.
- Huddleston, R. and G. K. Pullum. (2002) “*The Cambridge Grammar of the English Language*.” Cambridge: Cambridge University Press.
- 宮内英雄. (1955) 『英文法シリーズ法・助動詞』. 東京: 研究社.
- 宮川幸久他. (2010) 『要点明解アルファ英文法』. 東京: 研究社.
- Murphy, R. (2009³) “*Grammar in Use, Intermediate*.” Cambridge: Cambridge University Press.

- _____. (2001¹⁷) “*English Grammar in Use*.”
Cambridge: Cambridge University Press.
- 矢野浩司. (2010) 『英文法・語法問題 ADVANCE999』.
東京: 駿台文庫.
- 山岡洋. (2014) 『新英文法概説』. 東京: 開拓社.
- 吉川美夫. (2004¹⁴) 『考える英文法』. 東京: 文建書
房.
- 吉田正治. (1997⁴) 『英語教師のための文法研究』.
東京: 研究社.
- _____. (1998) 『続・英語教師のための文法研究』.
東京: 研究社.
- 吉波和彦他. (2012³) 『ブレイクスルー総合英語』.
京都: 美誠社.
- 米原幸大. (2009) 『完全マスター英文法』. 東京: 語
研.
- 綿貫陽他. (1994) 『教師のためのロイヤル英文法』.
東京: 旺文社.
- _____. (2001) 『ロイヤル英文法(改訂新版)』. 東
京: 旺文社.

